○標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）

最終改正　令和六年　国土交通省告示第二百十号

目次

第一章　総則（第一条・第二条）
第二章　運送業務等
第一節　運送（第三条・第五条）
第二節　運送の申込み及び引受け（第六条・第十七条）
第三節　運賃付け（第十八条）
第四節　貨物の受取及び引渡し（第十九条・第二十六条）
第五節　指図（第二十七条・第二十八条）
第六節　事故（第二十九条・第三十一条）
第七節　運賃、料金等（第三十二条・第三十八条）
第八節　責任（第三十九条・第四十二条）
第九節　運送強制等（第四十三条・第六十条）
第三章　損害賠償又は損害賠償等（第六十一条・第六十四条）

第一章　総則

（事業の種類）

第一条　当店は、一般貨物自動車運送事業を行います。

2　当店は、前項の事業に附帯する事業を行います。

3　当店は、特別積合せ貨物運送をします。

4　当店は、貨物自動車利用運送を行います。

（利用能力）

第二条　当店の組織する運送能力は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項については、法令又は一般の慣習により行います。

2　当店は、前項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。

第二章　運送業務等

第一節　通則

（受付日時）

第三条　当店は、受付日時を定め、店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

2　前項の受付日時を変更する場合には、あらかじめ店頭に掲示し、又は当店のウェブサイトに掲載します。

（運送の種類）

第四条　当店は、運送の申込みを受けた順序により、貨物の運送を行います。ただし、緊急又は変質しやすい貨物が運送する場合その事由がある場合は、この限りでありません。

（引渡期間）

第五条　当店の貨物の引渡期間は、次の日数を合算した期間とします。

一　発送地期間　貨物を受け取った日を含む二日

二　輸送期間　運賃及び料金の計算の基礎となる輸送距離百五十キロメートルにつき一日。ただし、一日未満の端数は一日とします。

三　配達期間　集荷及び配達を行う場合にあっては、各一日

2　前項の規定によって計算した期間の開始の日の翌日から起算して、これを経て運賃とします。

第二節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第六条　当店に貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）は、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　集貨及び配達の場所並びに住所及び電話番号

三　集貨及び配達の日時

四　貨物の品名

五　運送の容積又は重量

六　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する特殊荷役料、第三十八条第一項に規定する保管料等をいう。）、荷造料等（荷造料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。））の支払方法

七　払込人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

九　高価品（一つの貨物の価額が六万円を超える貨物をいう。）であるときは、その旨

十　第六十二条に規定する特殊業務を委託するときは、その旨

十一　運送途中に付けることを要望するときは、その旨

十二　特別約束があるときは、その内容

十三　本約款の内容について説明を要しないときは、その旨

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げる事項のほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店の定める方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法のうち、次項及び第四項において「電子申込み」という。）による運送の申込みを受けた場合には、当該運送の申込みを行った者の氏名又は商号、住所及び電話番号その他の当店が定める事項を当店の電子情報処理組織（当店の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）その他の電子的な方法により情報を処理し、及び蓄積する機能を有するものをいう。）に記録する方法により提供すること、電子申込みを行った者（以下「電子申込者」という。）が当該運送の申込みを行う場合に当店が定める事項を当店の電子情報処理組織に記録する方法により提供すること、電子申込者が当該運送の申込みを行う場合に当店が定める事項を当店の電子情報処理組織に記録する方法により提供すること、電子申込者が当該運送の申込みを行う場合に当店が定める事項を当店の電子情報処理組織に記録する方法により提供することその他の当店が定める方法により提供することなどします。この場合において、申込者は、当該運送の申込みを行ったものとみなします。

（運送の引受け）

第七条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引受けます。次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達の場所及び到着予定日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者と協議して、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第八条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることができます。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が通知されたときに、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

3　当店は、前項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

4　当店が、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

（運送の拒絶）

第九条　当店は、次の各号の一に該当する場合には、運送の引受けを拒絶することがあります。

一　当店の運送約款によらない運送の申込みをするとき。

二　申込者が、前条第一項の規定による通知をせず、又は同条第二項の規定による点検の同意を与えないとき。

三　当該運送に適する設備がないとき。

四　当該運送に関して申込者から特別の負担を求められたとき。

五　法令や船舶安全法等の海事関係法令に反するものであるとき。

六　天災その他やむを得ない事由があるとき。

（運賃品及び貴重品）

第十条　運送することができない運賃品は、次に掲げるものをいいます。

一　貴金属、宝石、銀行券、印紙、郵便切手及び公債証書、株券、商品券その他の有価証券並びに金、銀、白金その他の貴金属、ダイヤモンド、ルビー、サファイア、エメラルド、真珠その他の宝石、象牙、べっこう、琥珀及びこれらの製品

二　美術品及び骨董品

三　容器内の容積当たり一キログラム当たりの価格が二万円を超える貨物（動物を除く。）

2　前項第一号から第三号までの価格の計算は、一荷送り一口について、これをします。

3　運送約款において貴重品とは、第一項第一号及び第二号に掲げるものをいいます。

第三節　運送の申込み及び引受け

（運送の申込み）

第十一条　当店に、貨物の運送を申込む者（以下「申込者」という。）が、次の事項を記載した運送申込書を提出しなければなりません。

一　申込者の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

二　集貨及び配達の場所並びに住所及び電話番号

三　集貨及び配達の日時

四　運送の容積又は重量

五　運賃、料金（第十七条第二項に規定する利用運送手数料、第三十四条に規定する特殊荷役料、第三十八条第一項に規定する保管料等をいう。）、荷造料等（荷造料、立替金その他の費用（以下「運賃、料金等」という。））の支払方法

六　荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

七　払込人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号

八　高価品であるときは、その旨

九　第六十二条に規定する貨物の梱包又は荷造りを委託するときは、その旨

十　第六十二条第二項に規定する特殊業務を委託するときは、その旨

十一　運送途中に付けることを要望するときは、その旨

十二　特別約束があるときは、その内容

十三　本約款の内容について説明を要しないときは、その旨

十四　その他その貨物の運送に関し必要な事項

2　前項に掲げる事項のほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって当店の定めるものにより運送の申込みを受けた場合には、当該運送の申込みを行った者の氏名又は商号、住所及び電話番号その他の当店が定める事項を当店の電子情報処理組織（当店の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）その他の電子的な方法により情報を処理し、及び蓄積する機能を有するものをいう。以下同じ。）に記録する方法により提供すること、電子申込者が当該運送の申込みを行う場合に当店が定める事項を当店の電子情報処理組織に記録する方法により提供することなどします。この場合において、申込者は、当該運送の申込みを行ったものとみなします。

（運送の引受け）

第十二条　当店は、前条第一項の運送申込書の提出があった場合において、申込者との協議により、当該運送を引受けます。次に掲げる事項を記載した運送引受書を交付します。

一　集貨及び配達の場所及び到着予定日時

二　運賃、料金等の額

2　当店は、あらかじめ申込者と協議して、前項の運送引受書の交付に代えて、当該運送引受書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができます。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（貨物の種類及び性質の確認）

第十三条　当店は、貨物の運送の申込みがあったときは、その貨物の種類及び性質を通知することを申込者に求めることがあります。

2　当店は、前項の場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、申込者に点検に要した費用を負担していただきます。

3　当店が、第一項の規定により点検をした場合において、貨物の種類及び性質が申込者の通知したものと異なるときは、その事実を当店の電子情報処理組織（当店の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）その他の電子的な方法により情報を処理し、及び蓄積する機能を有するものをいう。以下同じ。）に記録する方法により提供することなどします。この場合において、当店は、当該運送引受書に記載すべき事項を当店の電子情報処理組織に記録する方法により提供することなどします。この場合において、当店は、当該運送引受書を交付したものとみなします。

（運賃付け）

第十四条　当店は、運賃付けをします。

2　前項の運賃付けは、貨物の重量、容積、運送の距離、荷造りの種類及び種類別の数量、荷受人の氏名又は商号並びに住所及び電話番号、運送の日時、運送の方法、運賃、料金等の額、支払方法、荷造料等の額、支払